

学凜アカデミー合同会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、学凜アカデミー合同会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 介護、福祉、医療・健康事業及び企業経営に関するコンサルティング
- (2) 企業における社員の教育事業及び研修事業
- (3) 介護、医療に関する人材育成及び能力開発のための教育事業
- (4) インターネットを利用した教育事業及びコンサルティング事業
- (5) 介護職員初任者研修事業
- (6) 外国人及び研修生のための研修及び教育に関するコンサルティング
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を富山県射水市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員の住所、氏名及び出資)

第5条 社員の住所、氏名及び出資の価額は、次のとおりである。

富山県射水市三ヶ2501番地1

中川仰

金200万円

(社員の有限責任)

第6条 当会社の社員全員を有限責任社員とする。

(持分譲渡制限)

第7条 当会社の業務執行社員がその持分の全部または一部を他人に譲渡するときは、他の社員全員の承諾を得なければならない。

2 当会社の業務を執行しない社員がその持分の全部または一部を他人に譲渡するときは、業務執行社員全員の承諾を得なければならない。

第3章 業務執行社員及び代表社員

(業務執行社員)

第8条 当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 中川仰

(代表社員)

第9条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選で定める。

2 代表社員は社長とし、当会社を代表する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第10条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を要する。

(新加入社員の責任)

第11条 当会社の設立後に加入した社員は、その加入前に生じた会社の債務についても責任を負う。

(任意退社)

第12条 各社員は、事業年度の終了時において退社をすることができる。ただしこの場合、各社員はその3ヶ月前までに、会社に退社の予告をしなければならない。

2 各社員は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。この場合も、各社員は退社の3ヶ月前までに、会社に退社の予告をしなければならない。ただし、会社に不利益を与える時期に退社する場合は、会社に対して損害を賠償する責任を負う。

(法定退社)

第13条 各社員は、会社法第607条の規定により退社する。

2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合、または合併により消滅した場合における当該社員の相続人またはその他一般承継人は、当該社員の持分を承継するものとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

2 事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に決算を確定する。

(損益分配)

第15条 各社員の損益分配は、毎事業年度末において、総社員の同意により定める。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第16条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、学凜アカデミー合同会社を設立するため、社員中川仰の定款作成代理人である行政書士神村和良は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年12月21日

社員 中川仰

上記社員中川仰の定款作成代理人

事務所住所：兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番14号トロア神戸ビル4F

氏名：行政書士 神村和良